

2024 年度知的財産権行政保護典型事例

一．2024 年度專利行政保護典型事例

事例一、上海市知識産権局による「PI3K 阻害剤としての
ピリジン[1,2-a]ピリミジノン類似体」ほか一連の專利権
侵害紛争事件の処理

【事件の概要】

請求人の正大天晴薬業集団股フン有限公司（「フン」はに
んべんに分、以下「フン」）は 2018 年 11 月 6 日、2014 年
12 月 24 日、2018 年 6 月 1 日にそれぞれ「PI3K 阻害剤とし
てのピリジン[1,2-A]ピリミジノン類似体」「ピリジン系化
合物、その製造方法、当該化合物を含む医薬組成物及びそ
の用途」「置換 2-アミノピリジン系プロテインキナーゼ阻
害剤」の專利を取得した。專利（特許・実用新案・意匠を
含む——訳注）番号は順に ZL201580027396.1、
ZL201110183274.5、ZL201480007081.6。本件專利は、請求
人が一連の權利侵害紛争の処理を請求した時点で、合法か
つ有効であった。

請求人の正大天晴薬業集団股フン有限公司は 2023 年 12
月、同社と被請求人の上海某化工科技有限公司（以下、「上
海某化工公司」）、某（上海）化学科技有限公司（以下、「某
化学公司」）、上海某生物科技有限公司（以下、「上海某生物

公司」)との専利権侵害紛争について、上海市知識産権局に 6 件の専利侵害紛争の処理を請求した。上海市知識産権局は 6 件の一連の事件を一括して受理し、分類した上で迅速に処理した。

上海市知識産権局は審理の結果、上海某生物公司是被疑侵害の事実を全面的に認めたと判断した。担当部門が法に基づき先行して調停を進め、当事者双方は、上海某生物会社が直ちに同社公式サイト上での被疑侵害製品の掲載を停止し、かつ請求人に 10 万元を一括で支払うことで合意に達した。上海市知識産権局は、関連する会話記録および過去の取引記録をさらに調査した上で、上海某化工公司、某化学会社が運営する網化商城は電子商取引プラットフォームとして、インターネット上の事業所、取引媒介、情報掲載などのサービスを提供しており、かつ取引当事者として最終消費者に具体的な製品を提供することができ、これは権利侵害行為を構成すると認定した。

2024 年 3 月、上海市知識産権局は行政裁決を下し、被疑侵害製品は本件専利権の保護の対象となり、被請求人の上海某化工公司、某化学公司の行為は権利侵害を構成すると認定し、同社に侵害行為の即刻停止を命じた。

【専門家の見解】

本件において、行政機関はプラットフォームの取引履歴データおよび訴外人情報を綿密に調査することで、本件電子商取引プラットフォームが取引に直接関与した経営者

であることを的確に認定し、結果として法律の正しい適用に向けて確かな基盤を築いた。担当部門は 6 件の一連の事件を一括して受理し、分類した上で迅速に処理した。この対応は効率性、柔軟性、公正性という特長を示すものであり、上海の知的財産権行政保護のスピード、実効性、専門性、厳密さを浮き彫りにし、専利権者の正当な権利利益を効果的に保護して同種事件の処理における模範となるとともに、電子商取引プラットフォームの適正な運営、法的リスクの予防に向けて明確な指針を示した。（上海大学法学院副院長、知識産権学院院长 袁真富）

事例二、江蘇省蘇州市知識産権局による「連結部品」特許権侵害紛争事件の処理

【事件の概要】

請求人の ARaymond は 2009 年 3 月 25 日、名称を「連結部品」とする特許を取得した。専利番号は 200580030301.8。本件特許は、請求人が権利侵害紛争の処理を請求した時点で、合法かつ有効であった。

請求人は 2024 年 2 月 28 日、同社と被請求人の蘇州某汽車科技有限公司との特許権侵害紛争について蘇州市知識産権局に処理を請求した。蘇州市知識産権局は 2024 年 3 月 5 日、正式に受理、立件した。

請求人は、被請求人は許可を得ずに本件特許を無断で実施し、同社が製造、販売および販売の申し出を行った自動

車流体配管用ワンタッチ継手は、本件特許の保護の対象となり、請求人の特許に対する侵害を構成すると主張した。一方、被請求人は、当該被疑侵害製品を量産してはならず、請求人の要求に応じて少量の試作品を生産したに過ぎないと弁解した。

蘇州市知識産権局は審理の結果、被請求人には被疑侵害製品の製造、販売、販売の申し出行為があったと認定した。当事者双方の争議の焦点、すなわち被疑侵害製品が「挿入部」の技術的特徴を有しているか否かに関して、蘇州市知識産権局は最終的に、「挿入部」は本件特許の使用環境特徴であり、被疑侵害手段は本件特許における使用環境特徴に限定される使用環境に適用できるもので、被疑侵害製品は本件特許の保護対象となると認定した。

2024 年 5 月 23 日、蘇州市知識産権局は行政裁決を下し、蘇州某汽車科技有限公司に侵害製品の製造、販売、販売の申し出の即刻停止、侵害製品を製造する専用金型の廃棄を命じ、かつ未販売の侵害製品を販売またはその他の形式で市場に投入することを禁じた。

【専門家の見解】

使用環境特徴は専利法における重要な概念であり、請求項の中で特許または実用新案の技術的解決手段の使用背景または条件を説明する技術的特徴のことをいい、通常、技術的解決手段の使用背景、条件、適用対象を限定することにより、専利の保護対象を間接的に限定する。使用環境

特徴は特殊な形式の請求項であり、その正確な識別は専利権侵害判定において一定の困難を伴い、専利行政法執行担当者の専門技術や法的素養などに厳しい要求を課している。本件の処理は、地方で専利行政法執行にあたる担当者の高い専門知識レベルおよび能力を体現しており、また複雑な専利権侵害行為を的確に認定するとともに、専利権利侵害を正しく判定しており、同種事件を処理する際の有益な参考、指針となる事例である。(江蘇省知識産権保護・発展研究院副院長、司法中心主任 姚兵兵)

事例三、浙江省杭州市市場監督管理局（知識産権局）による梅奥（浙江）細胞工程有限責任公司の一連の専利詐称事件の取締り

【事件の概要】

杭州市市場監督管理局（知識産権局）は 2024 年 5 月 7 日、検査において、梅奥（浙江）細胞工程有限責任公司が浙江某生物科技有限公司に生産委託している「私密可康抗菌液」「瑞蓓兹抗菌液」の 2 種類の消毒製品の外装に、「国家特許専利番号 202011528283.9」などの文字が表示されており、特許詐称が疑われることを発見した。杭州市市場監督管理局（知識産権局）は 2024 年 5 月 20 日、当事者に対して正式に調査を開始した。

調査の結果、当事者が本件製品の外装の紙箱およびアルミ缶に表示していた「国家特許専利番号 202011528283.9」

は虚偽の番号であり、実際には特許が付与されていないことが判明した。本件製品の生産、販売などの一連の事業活動には、浙江省や江蘇省などの多くの経営主体が関与していた。違法の事実の解明をさらに進めるために、杭州市市場监督管理局（知識産権局）は長江デルタ連携法執行メカニズムを活用し、江蘇省常熟市市場监督管理局（知識産権局）と協力して、現地にあるアルミ缶包装メーカーの蘇州某包装科技有限公司に対して現場検査を実施し、本件製品の包装資材の生産量と具体的な流れを解明した。事件発覚時点で、当事者は「私密可康抗菌液」の箱 2,929 個を販売して計 17 万 6,600 元を売り上げ、「瑞蓓兹抗菌液」の瓶 896 本を販売して計 7 万 1,700 元を売り上げており、2 種類の商品の販売総額は 24 万 8,300 元であった。

当事者の関連行為は「中華人民共和国専利法実施細則」第百一条第一項の関連規定に違反するものであり、特許詐称行為を構成する。杭州市市場监督管理局（知識産権局）は 2024 年 8 月 30 日、「中華人民共和国専利法」第六十八条の規定に従って、法により当事者に違法行為の是正を命じるとともに、違法所得 24 万 8,300 元の没収、罰金 24 万 8,300 元、計 49 万 6,600 元の没収・過料決定を公告した。

さらに、杭州市市場监督管理局（知識産権局）は、市内外の他の関連違法主体に対して系統的に事件調査および域外移送を実施し、製品の生産、包装、加工、販売などにおける違法行為に対して網羅的な取締りを行った。この一

連の事件において、杭州市区の 2 つの行政レベルの市場監督管理部門が共同で特許詐称製品 9,952 箱を差し押さえ、法に基づき市内 7 社の本件関係主体に計 87 万 1,000 元の違法所得の没収および過料の行政処罰を下し、また江蘇省常熟市および浙江省内の寧波市、温州市、金華市などに事件情報 6 件を移送することにより、事件の調査・処分のクローズドループを形成し、「根源を叩き、犯行拠点を摘発し、ネットワークを破壊し、流通経路を断ち切り、流通先を追跡する」という取締り目標を全面的に達成した。

【専門家の見解】

本件は知的財産権を厳格に管理し、特許の使用を適正化し、違法な特許詐称行為を取り締まった典型事例である。本件の典型事例として 3 つの意義がある。第一に、特許詐称行為に対する行政処罰の裁量を明らかにした。法執行部門は本件特許詐称製品の販売量や販売額などの基本情報を子細に解明し、行政処罰の裁量基準を的確に適用した。第二に、生活に密着した分野における知的財産権保護を強化した。法執行部門は根源を追及し、製品の生産、包装、加工、販売などにおける違法行為に対して網羅的な取締りを実施し、消費者の正当な権利利益を効果的に守った。第三に、長江デルタ法執行協力メカニズムを活用した。法執行部門は地域を超えて共同して法執行を行い、管轄区域外の違法主体に対しても法により事件の調査と移送を行い、違法な特許詐称行為を効果的に取り締まり、市場取引の環

境を浄化した。(中国計量大学法学院准教授 張明)

事例四、安徽省合肥市知識産権局による「携帯電話およびその主体」意匠権侵害紛争事件の処理

【事件の概要】

請求人の華為終端有限公司は 2024 年 4 月 5 日、「携帯電話及びその主体」で意匠権を取得した。専利番号は ZL202330765906.2。本件意匠は、請求人が権利侵害紛争の処理を請求した時点で、合法かつ有効であった。

請求人は、被請求人の合肥某文化伝媒有限公司が、ライブ配信プラットフォームで運営する「魅紫機械旗艦店」で販売、販売の申し出を行っている某携帯電話には本件意匠権を侵害している疑いがあるとして、2024 年 8 月 22 日、合肥市知識産権局に行政裁決を請求した。

合肥市知識産権局は 2024 年 8 月 23 日、法に基づき立件した。2024 年 10 月 15 日、合議体は口頭審理を開き、当事者双方に意匠権侵害紛争をめぐる関連事実を陳述させ、立証・証拠調べおよび権利侵害の照合を行った。合議体は「全体観察による総合判断」という侵害判定の原則に従い、また部分意匠の意匠権侵害判定における「独立した侵害判定」方法を参考にして、被疑侵害製品は本件意匠の保護の対象となると認定した。2024 年 11 月 7 日、合肥市知識産権局は行政裁決を下し、被請求人がライブ配信プラットフォームにオンラインショップを開設して侵害製品の販売、販売

の申し出行為は「中華人民共和国専利法」第十一条第二項の規定に違反するものであり、権利侵害を構成すると認定し、被請求人に侵害行為の即刻停止を命じた。

裁決書の下達後、合肥市知識産権局は被請求人の請求に応じて侵害賠償金の調停を行った。双方は最終的に和解し、調停合意書を締結し、被請求人は速やかに賠償金を支払うことに合意した。

【専門家の見解】

本件の請求人は国産携帯電話業界のトップ企業であり、関連意匠登録製品の外観は識別性および革新性が極めて高く、消費者の間で人気を博している。本件の処理は、専利法改正により導入された部分意匠が、イノベーションの保護において重要な役割を果たしていることを示している。本件は、行政機関により「全体観察による総合判断」の原則と「独立した侵害判定」を組み合わせた、部分意匠の権利侵害判定における実務上有益な試みがなされた。合肥市知識産権局は、行政裁決と多様な紛争解決手段の優位性を発揮し、「先に裁決、後で調停」を行うことで、この紛争を迅速かつ効率的に解決しており、市場化、法治化、国際化された一流の商環境の構築に資するものとなった。

（中国科学技術大学知識産権研究院執行院長、博士課程学生指導教員 宋偉）

事例五、山東省知識産権局による「5-ヒドロキシ-4-チオ

メチルピラゾール化合物の製造方法」特許権侵害紛争事件の処理

【事件の概要】

請求人のクミアイ化学工業株式会社は 2012 年 12 月 12 日、名称を「5-ヒドロキシ-4-チオメチルピラゾール化合物の製造方法」とする特許を取得した。専利番号は ZL200580010635.9。本件特許は、請求人が権利侵害紛争裁決を請求した時点で、合法かつ有効であった。

請求人は 2023 年 8 月 24 日、同社と被請求人の某科技有限公司との特許権侵害紛争について山東省知識産権局に裁決を請求した。

請求人は、被請求人は許可を得ずに事業目的として、本件特許の方法を用いて化合物製品を生産し、かつ本特許の方法に従って直接取得した製品の使用、販売、販売の申し出を行い、推定年間生産量は 10 トンを超え、かつ何度もインドに輸出しており、請求人の特許権を侵害していると主張した。

一方、被請求人は、生産過程で使用した化合物は本件特許と同一のものではなく、反応機構も異なるため、本件特許の方法による生産は行っていないと主張し、環境影響評価報告書と実験データを提出した。

紛争規模が比較的大きく、技術的問題が複雑であったため、被請求人は鑑定を申請し、第三者の鑑定機関による実験を通じた環境影響評価報告書の生産プロセスの再現を

希望した。合議体は当事者双方に同意を求めた上で、鑑定作業を始動させた。山東省知識産権局は法院と意思疎通を図って協力し、知的財産権鑑定機関のリストを入手して鑑定機関を決定した。事件処理の過程で、合議体は当事者間の意思疎通のさらなる強化を図り、双方が和解に前向きな姿勢を示した。2024 年 11 月 18 日、双方は山東省知識産権局主導のもと、調停合意書を締結した。

【専門家の見解】

山東省知識産権局は、「山東省専利紛争行政裁決および行政調停弁法」のレベル別管轄規定に従って渉外および重大事件を処理し、省レベルの専利行政裁決の専門性の高さを十分に発揮し、各方面の技術サポートのリソースを活用し、検査鑑定を効果的に実施し、複雑な特許技術事件を効率的かつ的確に処理した。本件は社会の注目度が高く、紛争金額が巨額であるとともに、渉外事件でもあり、山東省知識産権局は同等保護の原則を堅持し、高度な専門性と厳格な手続きで当事者双方から信頼を得た。最終的には調停で和解を成立させ、特許権侵害に関する対立・紛争を効果的かつ適切に解決した。(山東大学法学院副院長、知識産権法研究所所長 崔立紅)

事例六、浙江省寧波市知識産権局による「ライター燃焼ヘッド」実用新案権侵害紛争事件の処理

【事件の概要】

請求人の寧波百晨電子有限公司（以下、「百晨公司」）は 2017 年 8 月 7 日、名称を「ライターの燃焼ヘッド」とする実用新案権を取得した。專利番号は ZL201720976426. X。本実用新案権は、請求人が権利侵害紛争の処理を請求した時点で、合法かつ有効であった。

請求人は 2023 年 12 月、同社と被請求人の慈谿市某科技有限公司（以下、「某科技公司」）との実用新案権侵害紛争について寧波市知識産権局に処理を請求した。双方は寧波市知識産権局による複数回の調停後、和解合意が成立し、訴えを取り下げた。しかし、後に被請求人が合意を反故にしたことを理由に、請求人は再び請求した。寧波市知識産権局は 2024 年 5 月 6 日に立件した。

百晨公司是、某科技公司は許可を得ずに事業目的として、請求人の実用新案と同一のライター部品を製造、販売しており、本件実用新案権に対する侵害を構成すると主張した。

一方、某科技公司は、本件実用新案の請求項 1 にある「吸気組立品」の技術的特徴は機能的特徴に当たるもので、被疑侵害製品の対応する技術的特徴とは同一でも同等でもなく、本件実用新案権の保護の対象とはならず、かつ本件実用新案の特徴は従来技術に当たり、侵害を構成しないと主張した。

寧波市知識産権局は以下のように認定した。本件実用新案の考案の核心は「吸気組立品」にはなく、請求項の中で「吸気組立品」とスリーブの具体的な方向・位置関係を限

定するもので、当業者はこれに基づいて吸気組立品の具体的な実施形態を合理的に予想できるため、当該特徴は本質的に依然として構造的特徴であり、機能的特徴にはあたらない。また、従来技術は請求項 1 の「前記導電カップの外段は前記セラミックカップの外壁に取り付けられる」とする考案の核心となる特徴を欠く。したがって、従来技術の抗弁は成立しない。

2024 年 7 月 18 日、寧波市知識産権局は行政裁決を下し、某科技公司による本件実用新案権の侵害を認定し、同社に当該侵害製品の製造の即刻停止を命じ、未販売の侵害製品を販売、使用またはその他の形式で市場に投入することを禁じた。後に某科技公司は寧波市中級人民法院に行政訴訟を提起した。寧波市中級人民法院は、行政機関の裁決・認定を支持する判決を下し、某科技公司の請求をいずれも棄却した。

【専門家の見解】

本件は、本件実用新案の機能的特徴を認定した典型事例である。当事者双方はいずれも本件分野の有名企業であり、細分化された分野の市場シェアは上位にあり、かつ本件侵害製品はいずれも双方の主力事業であったことから、双方の紛争は十年余りに及んだ。事件処理の全過程において、寧波市知識産権局は子細に調査し、的確に認定し、最終的に公平、公正な行政裁決を下した。これは効果的な実用新案権保護を体現しており、知的財産権の保護、健全なビジ

ネス環境の醸成に対する決意と実行力を十分に示すものである。(華東政法大学教授、博士課程学生指導教員 黄武双)

事例七、上海市浦東新区知識産権局による「柔軟なメッセージサイズと可変ビット長を有する直列データ伝送のための方法及び装置」特許権侵害紛争事件の処理

【事件の概要】

請求人の Robert Bosch GmbH (以下、「ボッシュ社」) は 2016 年 11 月 16 日、「柔軟なメッセージサイズと可変ビット長を有する直列データ伝送のための方法及び装置」の特許を取得した。専利番号は ZL201280032394.8。本特許権は、請求人が権利侵害紛争の処理を請求した時点で、合法かつ有効であった。

ボッシュ社は、上海某微電子技術股フン有限公司 (以下、「某技術公司」) が許可を得ずに、前記の CAN FD モジュールを備え、CAN FD プロトコルに対応した「KF32A156」シリーズおよび「KF32A146」シリーズの車載用 32 ビット MCU 製品の製造、販売の申し出、販売を行っており、同社の本件特許権の侵害が疑われることを発見した。2021 年 7 月、ボッシュ社は某技術公司に対して許諾交渉に関する協議を求めるメールを送り、交渉を開始した。以降、双方は 2 年余りの年月をかけてオンライン、オフラインで交渉を重ねたが、多くの意見の相違が生じ、実質的な進展は得られな

かった。

2023 年 10 月、ボッシュ社は上海市浦東新区知識産権局（以下、「浦東新区知識産権局」）に特許権侵害紛争処理を請求した。浦東新区知識産権局は 2023 年 10 月 10 日に立件した。特許権侵害紛争処理請求が受理された後、被請求人は同社が本標準必須特許を実施している事実を認め、調停に応じる意思を示した。合議体主導のもと、一者や多者などのさまざまな形式での調停会議を計 5 回開き、合議体が双方の一部争議に存在する機密内容を確認した。

最終的に、当事者双方は浦東新区知識産権局の合議体主導のもとで和解し、調停合意に達した。2024 年 2 月 20 日、上海知識産権法院は上述の調停合意に対して司法確認を行った。

【専門家の見解】

専利権侵害紛争行政裁決制度は中国独自の知的財産権制度の重要な構成要素であり、全面的に知的財産保護の底上げ、イノベーション型国家の建設推進、質の高い発展の促進、ハイレベルな対外開放の拡大において重要な役割を果たしている。新たに改正された「中華人民共和国専利法実施細則」は、2024 年 1 月に施行され、直轄市の区知識産権局に行政裁決権を付与した。本件の成功は、標準必須特許の権利侵害紛争に係る行政裁決を模索する積極的な試みであった。浦東知識産権局は調停優先推奨メカニズムを厳格に実施することで解決し、標準必須特許の許諾側と実

施側に信頼できるプラットフォームを提供し、双方に和解を促しており、類似の知的財産権紛争の処理に有益な参考事例となる。(同済大学上海国際知識産権学院教授、博士課程学生指導教員 許春明)

事例八、福建省漳州市知識産権局と広東省汕頭市知識産権局による一連の玩具意匠権侵害紛争事件の共同処理

【事件の概要】

請求人の汕頭市某智能科技実業有限公司は 2020 年 9 月 20 日、「玩具（逆行守護神）」意匠権の使用許諾（独占的許諾）を受けた。専利番号は ZL202030459180.6。本意匠権は、請求人が権利侵害紛争の処理を請求した時点で、合法かつ有効であった。

この一連の事件において、請求人の所在地は汕頭市、被請求人の所在地は漳州某進进出口有限公司、漳州市薌城区某有限公司、漳州市某貿易有限公司は漳州市薌城区である。2024 年 6 月、訴訟・調停連携メカニズムに基づいて、漳州市知識産権局は漳州市中級人民法院の要請に応じ、薌城区市場监督管理局に本意匠権侵害紛争の訴訟中の調停に関与するよう指導するとともに、「益企維」知的財産権保護連盟の協力メカニズムを活用して、同連盟参加機関の汕頭市知識産権局に調停への協力を要請した。

漳州市と汕頭市の知的財産権部門は被請求人と請求人に別々に現地訪問し、被請求人 3 社がいずれも本件被疑侵

害製品の取次販売を行っており、対象物は同一であり、互いに出方を伺っており、不公平な調停結果になることを懸念していることを把握した。一方、請求人は早急に事件が処理されることを望み、広域的な権利行使にかかるコストを抑えたいと考えていた。2 市の知的財産権部門の共同検討により、被請求人の懸念を払拭できるだけでなく、請求人が一度に紛争を解決して、権利行使にかかる期間を短縮することにも寄与すると判断し、3 件の調停の併合という結論に至った。請求人と被請求人はいずれもこの調停案を受け入れ、被請求人による販売停止と請求人への一定の補償を定めた大筋合意に達した。後に請求人は訴えを取り下げ、直後に同一の事実について薌城区市場监督管理局に処理を請求した。薌城区市場监督管理局は2024年6月24日、個別に立件した。漳州市、汕頭市の2市の知的財産権部門はオンラインで共同審理を実施し、3件の事件の調停を併合して行った。2024年6月27日、行政調停合意書が発行されて司法確認が行われ、3件の事件は迅速に終了した。

【専門家の見解】

この一連の事件は「益企維」知的財産権保護連盟による広域協力の強みを最大限に発揮した事例となった。漳州市と汕頭市の知的財産権部門は協働・共治の理念に基づき、2市の係争当事者に対して共同調停業務を実施し、地域的な制約を効果的に打破することにより、最適化されたリソースの統合と効率的な情報共有を実現した。従来の調停モ

デルと比較して、調停時間は大幅に短縮され、調停効率は大幅に向上した。さらに、この一連の事件では、調停の併合、調停の併合に関する合意書、司法確認の併合のモデルも新たに導入された。これは事件の実情に即した革新的な取組みであり、高度な柔軟性と適応性により「1 回の調停で 3 件の事件を解決する」という成果が得られ、知的財産権紛争の効率的な解決において、極めて示唆に富む事例となった。(厦門大学知識産権研究院教授 林秀芹 董慧娟)

事例九、湖南省瀏陽市知識産権局による「花火筒穿孔導火線挿入装置の統合誘導機構」実用新案権侵害紛争事件の処理

【事件の概要】

請求人の黄某亮は瀏陽市大瑶鎮万発花炮機械廠の責任者であり、2022 年 11 月 1 日に「花火筒穿孔導火線挿入装置の統合誘導機構」実用新案権を取得した。専利番号は ZL 202221940635.6。本件実用新案権は、請求人が権利侵害紛争の処理を請求した時点で、合法かつ有効であった。

2024 年 4 月 19 日～21 日、花火・爆竹製品展示会が湖南省瀏陽市で開かれ、瀏陽市知識産権局は現地に知的財産権保護ブースを設けた。

2024 年 4 月 19 日、実用新案権者の黄某亮は展示会にて、瀏陽市大瑶鎮某機械廠が展示販売する複合花火外筒組立機挿入装置に、自身の実用新案権の侵害が疑われることを

発見した。実用新案権者は直ちに知的財産権保護ブースに処理を請求した。瀏陽市知識産権局は 2024 年 4 月 20 日に立件し、展示撤収前に調査・証拠収集を行った。本件の被疑侵害の技術的特徴の判定は比較的複雑であったことから、科学的で公正かつ的確な技術認定を保証するために、同局は湖南某知識産権鑑定評估中心有限公司と湖南省知識産権保護センターに独立した技術鑑定の実施を個別に委託した。両者が作成した「侵害判定諮問意見書」は、侵害判定の重要な内容および核心的な結論において一致していた。

請求人は、被請求人が生産、販売する挿入装置の技術的特徴は本件実用新案権の保護の対象となり、権利侵害を構成すると主張した。一方、被請求人は、被疑侵害製品は訴外人の鄒某某より購入したもので、自身は生産侵害行為をしておらず、被疑侵害製品は本件実用新案権の保護範囲にないと主張した。

瀏陽市知識産権局は審理の結果、以下のように認定した。被疑侵害製品は蓋板の上にブロック部品を通過させるための孔を設けており、これは本件実用新案で底板上に孔を設けているのとは異なる。しかし、技術的手段を見ると、両者の動作原理、実現する機能および達成する効果は基本的に同一であり、位置を単純に変えたにすぎず、当業者が創造的な労力を必要とせず、かつ明らかな機能・効果の差異をもたらしておらず、同等の特徴を有する。被疑侵害製

品は本件実用新案の請求項 1、2 の保護の対象となる。さらに、被請求人は訴外人の鄒某某より幾度も被疑侵害製品を購入して組立機の製造に用いており、生産侵害行為はしていないものの、同製品を部品として使用し、実用新案登録製品を使用する行為はしている。また、被請求人は侵害製品を取り付けた組立機を醴陵市に販売しており、実用新案登録製品を販売する行為もしている。

2024 年 7 月 8 日、瀏陽市知識産権局は行政裁決を下し、被請求人による複合花火外筒組立機挿入装置の販売、使用は権利侵害を構成すると認定し、被請求人に侵害製品の販売、使用の即刻停止を命じた。

対立紛争を実質的に解決するために、瀏陽市知識産権局は行政裁決を下した後も、自発的に当事者双方の調停協議を幾度も実施した。双方は最終的に自ら進んで和解を成立させた。

【専門家の見解】

湖南省瀏陽市は花火の産地として、世界にその名が知られている。花火・爆竹産業の年間総生産高は 500 億元を超え、30 万人以上の雇用を創出している。瀏陽市知識産権局は專利紛争が頻発する現地の重点産業に注目し、科学技術イノベーションの成果が集中的に展示される業界展示会にブースを設け、権利行使の利便性を高め、証拠収集を柔軟に行い、展示会の正常な秩序と行政裁決の効率的な処理の両面を考慮し、「先に裁決、後で調停」の方式で紛争を根

本的に解決した。これは、知的財産権行政裁決が現地基幹産業の質の高い発展を後押しする生々しい実践例である。また、本件は知的財産権鑑定役割も十分に発揮し、実務レベルの法執行能力の底上げにつながった。これは、行政法執行によって市場の秩序を維持する典型例であり、参考となる重要な意義を有し、今後さまざまな分野・領域での普及・活用が期待される。（湖南省知識産権局専門家顧問 尹承麗）

事例十、河北省石家庄市知識産権局による「セルフロック式超高張力拡張ボルト」実用新案権侵害紛争事件の処理 【事件の概要】

請求人の趙某興は 2015 年 4 月 29 日、名称を「セルフロック式超高張力拡張ボルト」とする実用新案を取得した。専利番号は ZL201420781157.8。本実用新案権は、請求人が権利侵害紛争の処理を請求した時点で、合法かつ有効であった。

請求人は、被請求人の河北某金属製品有限公司が本実用新案権を侵害する製品の販売、販売の申し出を行っていることを発見し、購入により証拠を収集し、かつ「信頼できるタイムスタンプ」認証の下で動画を撮影、アップロードした。2024 年 6 月 18 日、請求人は石家庄市知識産権局に処理を請求した。

被請求人は、動画では被疑侵害製品が完全には見えてい

ないため、本件実用新案と比較できないとし、また法廷で提出された被疑侵害製品は公証役場での封印・保存がされておらず、関係証拠の真実性は認めるが、その関連性は認めないと主張した。一方、請求人は、「信頼できるタイムスタンプ」認証の証明書は「聯合信任時間戳服務中心」が作成したものであり、被請求人が本件実用新案権を侵害する行為をしたことを証明していると主張した。

石家庄市知識産権局は、動画証拠内のボルト製品は法廷で提出された被疑侵害製品の実物と同一である可能性が高いと判断した。被請求人が反証を提出できなかったため、石家庄市知識産権局は、被請求人には被疑侵害製品の販売行為があったと認定した。

2024 年 10 月 17 日、石家庄市知識産権局は行政裁決を下し、被請求人が販売の申し出、販売を行った被疑侵害製品は本件実用新案権の保護の対象となり、請求人の本件実用新案権を侵害していると認定し、被請求人に販売行為の即刻停止を命じ、かつ未販売の侵害製品を使用またはその他の形式で市場に投入することを禁じた。

【専門家の見解】

知的財産権紛争では、「立証の難しさ」が常に権利者による権利保護を妨げる大きな問題となっている。石家庄市知識産権局は本件を処理するにあたって、証拠間の関連性を十分に考慮し、各証拠の密接なつながりによって相互に裏付けが可能であることを確認した上で、証拠の真実性、合

法性、関連性について合理的に認定し、立証責任を適切に配分し、最終的に侵害行為を認定した。石家庄市知識産権局は本件の証拠認定で、知的財産権の権利者の「立証難」の問題の解決、法に基づく権利者の立証負担の軽減、権利者の正当な権利利益の保護における模範例を示した。（中国科協学会服務中心科技法律専門家 張永華）

二．2024 年度商標行政保護典型事例

事例一、上海市普陀区市場監督管理局（知識産権局）による「ロールス・ロイス」などの一連の登録商標専用権侵害事件の取締り

【事件の概要】

第 4979295 号商標「」は、ロールス・ロイス・モーター・カーズ（以下、「ロールス・ロイス社」）の第 12 類「自動車車体、自動車」などを指定商品とする登録商標であり、専用権の存続期間は 2028 年 10 月 13 日までである。第 18695108 号商標「」は、ロールス・ロイス・ホールディングスの第 12 類「自動車、自動車車体、自動車座席」などを指定商品とする登録商標であり、専用権の存続期間は 2027 年 1 月 27 日までである。第 862358 号商標「」は、BMW の第 12 類「自動車、自動車エンジン、自動車部品」などを指定商品とする登録商標であり、専用権の存続期間は 2026 年 8 月 13 日までである。

2023 年 7 月 19 日、普陀区市場監督管理局（知識産権局）

は商標権者より、某汽車服務有限公司などがレンタルする車両が同社の登録商標専用権を侵害している疑いがあるとする訴えを受けた。同局は特別捜査本部を立ち上げ、2023 年 8 月 2 日、某汽車服務有限公司などの 10 名余りの当事者に対して正式に調査を開始した。

調査の結果、以下の事項が判明した。自然人の毛某琪（別件処理）は、青島某汽車有限公司が生産する、ロールス・ロイス社の「シルバークラウド」に類似した車両を購入し、商標権者の許諾を得ずに、無断で本件車両に「ロールス・ロイス」などの商標標識を取り付けた。10 名余りの当事者は、毛某琪名義の車両が「シルバークラウド」ではないことを明らかに知りながら、本件車両をレンタルし、かつ複数のインターネット取引プラットフォームで、婚礼車レンタルショップを開設して婚礼車レンタルサービスを提供し、消費者に同当事者が提供するレンタル車両と商標権者に特定の関係が存在するとの誤認を生じさせた。当事者は計 19 万 3,700 元を違法に売り上げた。

2024 年 8 月 14 日、普陀区市場监督管理局（知識産権局）は国家知識産権局の回答に基づいて、当事者の行為は「中華人民共和國商標法」第五十七条第七項に定める侵害行為を構成すると認定し、第六十条第二項の規定に従って、10 名余りの当事者に対して計 71 万 4,900 元の過料を科す行政処罰を下した。

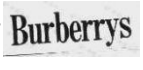
【専門家の見解】

商標権の侵害行為は従来、主に侵害商品の製造や販売などを対象としていたが、近年は商標権侵害商品の商用利用にも広がっている。しかし、侵害商品のレンタル行為が違法であるか否か、どのように調査、処分すべきかについては、中国の商標に関する法執行の実務、ひいては司法実務にも前例が少なく、定論が存在しない。この一連の事件は、「ロールス・ロイス」を模倣した婚礼車レンタルという侵害違法行為を取り締まることにより、侵害商品のレンタルの性質と商標の法律条項の適用を明確化し、厳格に法を執行するという法執行部門の決意を示すものであり、外資企業の上海、ひいては全国の商環境および法治環境への信頼醸成につながった。(上海大学法学院副院長、知識産権学院院长 袁真富)

事例二、浙江省麗水市松陽県市場監督管理局（知識産権局）による「」などの登録商標専用権侵害事件の取締り

【事件の概要】

第 62951931 号商標「」は、ルイ・ヴィトンの第 25 類「スカーフ、ショール、ネクタイ」などを指定商品とする登録商標であり、専用権の存続期間は 2032 年 9 月 27 日までである。第 G1130243 号商標「**FENDI**」は、フェンディの第 25 類「スカーフ、ショール（ショールカラー）、蝶

ネクタイ」などを指定商品とする登録商標であり、専用権の存続期間は 2032 年 6 月 6 日までである。第 248936 号商標「」は、クリスチャン・ディオール第 25 類「スカーフ」などを指定商品とする登録商標であり、専用権の存続期間は 2026 年 4 月 29 日までである。第 5102806 号商標「」は、グッチ第 25 類「スカーフ、ネクタイ」などを指定商品とする登録商標であり、専用権の存続期間は 2029 年 6 月 13 日までである。第 1058390 号商標「」は、バーバリー第 25 類「服装、帽子」などを指定商品とする登録商標であり、専用権の存続期間は 2027 年 7 月 20 日までである。

2024 年 3 月、麗水市松陽県市場监督管理局（知識産権局）は、管轄区域内に世界的有名ブランドのスカーフの模倣品を製造している組織がいるとの通報を受け、直ちに法執行担当者による一斉捜査を手配して倉庫の場所を特定し、松陽県公安局と協力して強制捜査を行った。4 日間にわたる検査の結果、現場では「」「**FENDI**」などの 11 の世界的有名ブランドの登録商標権侵害が疑われるスカーフ、シルクスカーフ 6 万 3,000 枚余り、上記商標標章が印刷された化粧箱、紙袋、カード 34 万個余り、包装設備 2 式が差し押さえられた。

網羅的な取締りを推進するために、2024 年 8 月下旬、松陽県市場监督管理局（知識産権局）と松陽県公安局の合同特別捜査本部は 2 回目の一斉検挙を実施し、さらに容疑者

3 人を逮捕し、嘉興市桐郷市、杭州市拱墅区、同市臨平区にある 3 か所の模倣品製造・販売拠点を一斉摘発し、世界的有名ブランドの模倣標章 3 万個余り、侵害完成品のスカーフ数千枚、LV のパターンが印刷された半製品の布地 500 メートル余りを差し押さえた。純正品価格換算で 3 億元を超える金額に相当し、生産・販売範囲は 5 省 7 市に及んでいた。

調査の結果、以下の事項が判明した。李某光は陳某明らと共謀して 2020 年 9 月より、原料を調達して劉某、陳某飛（別件処理）に加工を委託するかたちで「**FENDI**」などの登録商標を模倣したスカーフやシルクスカーフなどの商品を生産し、また売れ残り市場で「 LOUIS VUITTON」などの商標が付いたスカーフやシルクスカーフなどの商品を買付け、販売するために倉庫に保管した。2024 年 3 月 19 日の事件発覚時点で、すでに李某光、陳某明らを幹部とする、管理、販促、販売を集約した模倣品販売組織が形成されており、その活動範囲は広く、川下の小売業者も多数いた。事件に関与した 8 人の組織メンバーは刑事強制措置の対象となった。

松陽県市場監督管理局（知識産権局）は 2024 年 3 月 28 日、当事者の行為は「中華人民共和國商標法」第五十七條第一号、第三号に定める侵害行為を構成すると認定し、被害額が巨額で、刑事訴追基準に達していることから、「行政法執行機関の犯罪容疑案件移送に関する規定」第三條第二

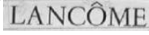
項の規定に基づいて、立件・捜査のために本件を松陽県公安局に移送した。2024 年 12 月 17 日、雲和県人民法院は登録商標詐称罪で陳某明、李某光らに対し、懲役 7 か月～3 年の判決を言い渡し、没収された違法所得および過料の計 1,011 万 1,000 元は、国庫に全額納付済みである。

【専門家の見解】

本件は、被害額が 3 億元を超え、生産・販売地域も 5 省 7 市におよび、近年、同地域の中で差押え金額が最も高額な登録商標専用権侵害事件であった。本件の捜査期間中、関連部門は柔軟に行政・刑事の連携を進め、従来の単独作戦モデルを商標法執行部門と公安部門による共同体制へと移行させることにより、効果的に事件処理の質と効率を高め、また「双方向連携協力体制」や「連絡専任者による情報共有ルート」などのメカニズムを構築することにより、権利者との意思疎通や協力をさらに強化し、国外の商標権者の正当な権利利益を法により平等に保護した。本件は、商標権侵害の効率的な取締りや、公平な競争が行われる市場秩序の維持などの面で、典型事例としての意義を持つ案件である。（浙江大学光華法学院教授 張偉君）

事例三、広東省広州市白雲区市場监督管理局（知識産権局）による「」などの登録商標専用権侵害事件の取締り

【事件の概要】

第 76096 号商標「」は、ロレアルの第 3 類「化粧品」などを指定商品とする登録商標であり、専用権の存続期間は 2027 年 10 月 6 日までである。第 7375163 号商標「」は、ロレアルの第 3 類「化粧品」などを指定商品とする登録商標であり、専用権の存続期間は 2030 年 8 月 20 日までである。第 1536298 号商標「」は、資生堂アメリカズの第 3 類「化粧品」などを指定商品とする登録商標であり、専用権の存続期間は 2031 年 3 月 13 日までである。第 677248 号商標「」は、P&G の第 3 類「各種化粧品」などを指定商品とする登録商標であり、専用権の存続期間は 2034 年 2 月 13 日までである。

2024 年 8 月 12 日、広州市白雲区市場监督管理局（知識産権局）は、湖南省沅江市人民検察院から送られた書類を受理し、当事者の広州市某電子商務有限公司による商標権侵害が疑われる違法行為に対する調査を行った。調査の結果、当事者は 2023 年 2 月 9 日および 2023 年 8 月 19 日、某動画プラットフォームを通じて、他人のライブコマースのために、「」「」などの登録商標を模倣した化粧品を販売し、コミッションとして販売金額の 10%、計 120 万余元を受け取ったことが判明した。

白雲区市場監督管理局（知識産権局）は 2024 年 12 月 19 日、当事者の行為は「中華人民共和国商標法」第五十七条第六号の「他人の登録商標専用権を侵害する行為に対して、故意に便宜を供与し、他人による登録商標専用権侵害行為の実施を幫助する」侵害行為を構成すると認定した。「商標権侵害事件違法経営額計算弁法」第十一条の「他人の登録商標専用権を侵害する行為に対して、故意に便宜を供与した場合には、侵害幫助で得た収入により違法経営額を計算する」という規定に基づいて、当事者の違法経営額を 120 万元余りと認定した。しかし、事件発覚後、当事者は調査に積極的に協力し、違法の事実をありのままに説明しており、「広州市市場監督管理部門の行政処罰自由裁量の規律に関する規定」第十四条第一号の「次の各号のいずれかに該当する場合には、法に基づき下限または下限を下回る行政処罰を与えることができる：（一）市場監督管理部門の調査に積極的に協力し、違法の事実をありのままに供述し、かつ証拠資料を自発的に提供する場合」という規定に適合していた。白雲区市場監督管理局（知識産権局）は「中華人民共和国商標法」第六十条第二項の規定に従って、当事者に 42 万元の過料を科した。

【専門家の見解】

本件の核心は、事件当事者がライブコマースで果たした役割に基づいて、同社の負うべき責任が民事責任にとどまるのか、あるいは行政責任、ひいては刑事責任にまで及ぶ

のかを正確に判断することにある。法執行部門は商標法第五十七条第六号の規定を踏まえ、模倣品販売と明らかに知っていたライブコマースの行為の性質を、模倣商品の販売に便宜を供与した行為と的確に認定し、相応の処罰を下した。これは権利侵害の抑止、消費者と権利者の利益保護に資するものであり、今後の類似の案件を処理する上で有益な参考事例となった。本件の調査・処分には、ライブコマース配信者の法意識を高め、ライブ配信行為を規律し、新業態の秩序ある発展を促進する上で重要な意義を持つ。

（中国法学会知識産権法研究会理事 黄暉）

事例四、上海市嘉定区市場監督管理局（知識産権局）による上海某貿易有限公司の悪意の商標出願事件の取締り

【事件の概要】

2024 年 1 月 17 日、上海市嘉定区市場監督管理局（知識産権局）は常熟市市場監督管理局（知識産権局）より、上海某貿易有限公司に使用を目的としない悪意の商標登録出願行為があったとする手がかりの提供を受けた。同局は 2024 年 2 月 5 日、立件・調査した。

調査の結果、以下の事項が判明した。当事者は 2019 年 11 月 1 日より、蘇州某知識産権服務有限公司（以下、「蘇州某服務公司」）に商標登録の代行を依頼した。2019 年 11 月 1 日から事件発覚まで、当事者は蘇州某服務公司に計 75 件の商標登録出願を依頼し、そのうち登録済みは 44 件、他

31 件はその他の状態にあり、内訳は商標無効 21 件、異議申立手続完了 3 件、拒絶査定不服審判の審理待ち 3 件、拒絶査定不服審判の審理進行中 1 件、拒絶査定不服審判終了 3 件。当事者が登録出願した第 73375735 号商標「」、第 73365269 号商標「」は、国家知識産権局が 2023 年 12 月 20 日および 22 日にそれぞれ「中華人民共和国商標法」第四条第一項、第三十一条、および「中華人民共和国商標法实施条例」第二十一条の規定に基づいて、使用を目的としない悪意の商標出願に当たると認定し、出願を拒絶している。当事者は商標の登録出願のみを行い、実際には経営活動を行っておらず、実際の住所も存在しない。

当事者の関連会社である蘇州某整体包装科技有限公司（以下、「蘇州某包装公司」）は、インターネットプラットフォームを通じて、商標を付した包装やタグの服飾資材を掲載し、顧客に選ばせていた。客が蘇州某包装公司以服飾資材を購入すると、蘇州某包装公司是当事者が登録した商標を資材購入の付加価値サービスとして客に贈与しており、事件が発覚した時点で、当事者は 53 件の登録商標を譲渡していた。商標譲渡料を直接受け取っていないことを鑑み、当事者の悪意の商標出願行為に違法所得はないと認定した。

嘉定区市場监督管理局（知識産権局）は 2024 年 5 月 17 日、当事者は「中華人民共和国商標法」第四条および「商標登録出願行為の規律に関する若干の規定」第三条第一号

の規定に違反しており、使用を目的としない悪意の商標出願を構成すると認定し、「中華人民共和国商標法」第六十八条第四項および「商標登録出願行為の規範化に関する若干の規定」第十二条の規定に基づいて、当事者に対して警告を発するとともに、5,000 元の過料を科した。

【専門家の見解】

商標は、使用し続けることで初めてその価値を示すことができる。使用を目的としない悪意の商標出願は、往々にして商標資源を不当に占用し、商標管理の秩序を破壊するものである。悪意の商標出願と投機的商標の行為を取り締まることは、中国の知的財産権総合ガバナンスの重点業務となっているが、一方で一定の困難も伴い、悪意の商標出願の基準を的確に認定し、広域にわたる悪意の商標出願行為に対応する連携体制を整備する必要に迫られている。本件の典型事例としての意義は、長江デルタ地域の悪意の商標出願行為の取締りに対する関係機関の連携体制を模索したことにある。嘉定区と常熟市の商標法執行部門の、手がかりの提供、法執行の連携、情報共有を通じた地域内における悪意の商標出願行為の厳格な取締りは、商標登録の秩序の維持、良好な知的財産権保護のエコシステムの形成に資するものである。（同済大学上海国際知識産権学院准教授 張懷印）

事例五、湖南省長沙市知識産権局、長沙市天心区市場監督管理局による「」などの登録商標専用権侵害事件の取締り

【事件の概要】

第 15835927 号商標「」、第 15835929 号商標「」は EcoWater Systems LLC の第 11 類「浄水設備・機器、浄水設備」などを指定商品とする登録商標であり、専用権の存続期間はそれぞれ 2027 年 10 月 6 日、2029 年 9 月 20 日までである。EcoWater Systems LLC は、昆山怡口浄水系統有限公司（以下、「昆山怡口」）に「Eco」ブランド水処理製品の中国唯一の輸入業者および販売取次業者としての権限を与え、授権の範囲内で、自社名義で権利保護を行うことを認めていた。権限付与期間は 2007 年 5 月 16 日～2027 年 5 月 17 日。

2023 年 10 月 23 日、長沙市知識産権局、長沙市天心区市場監督管理局の法執行担当者は昆山怡口から通報を受け、長沙市芙蓉区某水電取付サービス経営部（以下、「某サービス部」）を検査した。検査の結果、以下のことが判明した。2004 年 6 月、長沙某機電設備有限公司（以下、「某機電公司」）と昆山怡口は、某機電公司を昆山怡口の一級販売取次業者とする「販売取次契約書」を締結し、2020 年 12 月 31 日に契約満期を迎え提携を終了した。双方は 2021 年 12 月 31 日に「和解契約書」を締結し、昆山怡口は某機電公司に商標「」「」の 6 か月間の一時使用許諾を与え、

在庫品の販売権限を付与した。某機電公司は在庫品全部を、メンテナンスサービスの提携先である当事者の某サービス部に寄贈した。2022 年 12 月、商標使用許諾期間が終了した後、某サービス部は某電子商取引プラットフォームを通じて「」「」を付したフィルター計 2 万 80 元分を調達するとともに、上記商品に上記登録商標標章の製品ラベル 243 枚を貼付した。某サービス部は某機電公司の検査を受けずに、上記商品を某機電公司の倉庫に保管した。2023 年 2 月、某サービス部は「直輸入圧縮活性炭（CT0）」フィルターを含む浄水設備 1 セットを対外的に販売した。この設備の全体価格は 1,865 元（その他製品消耗資材 1,715 元、フィルター 150 元を含む）で、権利侵害フィルターは原価で販売していた。他の商品はすべて未販売であった。2023 年 10 月、消費者の譚某は某サービス部が「Eco」ブランドの指定メンテナンス業者でないことを知り、昆山怡口に当該フィルターが正規品であるか否かを問い合わせた。昆山怡口の技術者による確認・判別の結果、本件商品は商標権者が生産または生産許諾した製品ではないことが判明したため、譚某は管理監督部門に通報した。

2023 年 12 月 5 日、某サービス部は昆山怡口が作成した「検査報告書」に対して異議を申し立てた。長沙市知識産権局は、昆山怡口に 2 回目の確認・判別を要請するとともに、某サービス部には合法的な入荷元を示す証拠を提出するよう求めた。昆山怡口には、生産サンプル／標章、設計

図面を参照して、外観比較、分解比較などにより、さらに詳細な判別報告書を作成するよう要請した。某サービス部は、合法的な納品書および領収書、納入契約、納入伝票を提出できず、本件商品の合法的な入荷元を証明できなかった。法執行担当者は技術指標やパラメータを照合し、当事者の反証に逐一反論した。最終的に、長沙市知識産権局は総合的に判断し、本件製品は確かに侵害模倣品に当たると認定した。

長沙市知識産権局による調停の結果、某サービス部は消費者に 8,000 元を賠償し、某機電公司与連名で昆山怡口に「謝罪文」を送付した。2024 年 6 月 28 日、長沙市知識産権局は昆山怡口が署名した「了解書」を受領した。

長沙市知識産権局は 2024 年 7 月 15 日、当事者が登録商標「」、「」を詐称した浄水器フィルターを販売したことは、「中華人民共和国商標法」第五十七条第三号に定める登録商標専用権侵害商品を販売する違法行為に当たると認定した。当事者は事件発覚後、調査に積極的に協力し、違法の事実をありのままに陳述し、速やかに登録商標専用権侵害商品の販売を停止し、返金および賠償の義務を履行し、権利者および消費者の理解を得て、自発的に違法行為による危害の結果および社会的影響を排除した。これが「中華人民共和国行政処罰法」第三十二条第一号の規定に適合することを鑑み、「中華人民共和国商標法」第六十条第二項の規定に基づいて、当事者に「」、「」

の登録商標専用権を侵害した浄水器フィルター151 個および商標標章 243 枚の没収、1 万元の過料が科された。

【専門家の見解】

本件は、次の 2 点において再現・横展開が可能であり、今後の取り組みに向けた重要な示唆を提供している。まず、法執行担当者は事件の重要な証拠である「判別見解書」という書証に対して、国家知識産権局「商標行政法執行証拠規定」第二十条の判別に関する見解書に対する認定の原則に則して認定を行った。これは、商標行政法執行における法執行機関の、判別見解書を発行する者の主体資格および見解書の真実性に対する慎重な姿勢、および証拠規則を的確に運用する能力を十分に体现するものであった。次に、法執行担当者は事件の状況を十分に考慮し、革新的な発想により「行政処罰＋行政調停」の 2 種類の紛争解決手段を有機的に組み合わせ、法により違法行為の制止および処罰を行い、当事者の正当な権利利益を保護するとともに、行政法執行が経営主体に与える影響を最小限に抑え、知的財産権保護の「バランス」を的確に捉えている。（湖南省知識産権協会常務理事 言琳芝）

事例六、江蘇省南京市鼓楼区市場監督管理局（知識産権局）による「」登録商標専用権侵害事件の取締り

【事件の概要】

第 4181840 号商標「」は、国家电网有限公司の第 41

類「教育」などを指定役務とする登録商標であり、専用権の存続期間は 2028 年 3 月 13 日までである。

2023 年 7 月、南京市鼓楼区市場监督管理局(知識産権局)は、「」の商標登録者の通報を受け、当事者の某培訓南京有限責任公司を検査した。検査の結果、以下の内容が判明した。当事者は主に出版物小売、教育研修などの事業を手がけており、複数のインターネットプラットフォームで宏湃電網、宏湃培優などのアカウントを登録していた。各プラットフォームおよび会社事業所内で研修コース、研修成果などの情報を発信し、学生に電網の採用に関する知識を学ばせ、許諾を得ずにウェブページおよび資料に第 4181840 号商標「」に似た「」「」の標章を使用し、当事者は国家電網主催の研修機関であるとの受講生の誤認を生じさせた。

2022 年以降の当事者の営業収入は、研修料、技術サービス料、電子商取引プラットフォームでの出版物販売料、コンサルティングサービス料を含め、計 80 万余元あった。この中の研修料は商標権侵害行為と関連があり、違法経営額は 28 万 9,700 元であった。

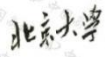
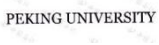
南京市鼓楼区市場监督管理局(知識産権局)は 2024 年 5 月 22 日、当事者の行為は「中華人民共和國商標法」第五十七条第二号に定める侵害行為を構成すると認定し、第六十条第二項の規定に基づいて、当事者に侵害行為の即刻停止を命じ、計 43 万 4,600 元の過料を科した。

【専門家の見解】

近年、ニューメディアは商標権侵害の主要な場となっている。本件では、法執行担当者が違法の事実に対して子細な調査を行い、特に当事者がニューメディアを通じて違法行為を実施した事実を解明しており、事件処理のプロセスは明瞭で、手続きは合法であった。また、訴追期間を過ぎた違法行為に対する的確な認定を行い、処理決定の正確性と合理性を保証した。さらに、違法収入と当事者の営業収入を区別し、オンラインとオフラインの侵害行為を統一的に考慮し、商標権侵害行為により生じた営業収入を認定し、行政処罰の公正性と正確性を保証した。（南京理工大学知識産権学院教授 董新凱）

事例七、江西省共青城市市場監督管理局による「北京大学」登録商標専用権侵害事件の取締り

【事件の概要】

第 6792677 号商標「」、第 41197734 号商標「」商標、第 6792636 号商標「」は、北京大学の第 25 類「服装、制服」などを指定商品とする登録商標であり、専用権の存続期間はそれぞれ 2030 年 8 月 13 日、2031 年 6 月 13 日、2030 年 8 月 13 日までである。

2024 年 1 月 20 日、江西省共青城市市場監督管理局は商標権者より苦情申立てを受け、当事者の共青城某電子商務有限公司の登記住所への立入検査を行い、現場でダウンジ

ジャケットの出荷記録を含むコンピュータ本体 1 台、プリンター設備 1 台を差し押さえた。当事者の事業所のコンピュータメモリには「北京大学」ダウンジャケットを販売した販売出荷記録があり、さらに「北京大学」および「」のプリントが入った、当事者の法定代表者を受取人とする宅配便小包も差し押さえた。北京大学は 2024 年 1 月 31 日、本商品は商標権者が生産または生産許諾した製品ではないとする判別見解書を作成した。

共青城市市場监督管理局は 2024 年 2 月 7 日、当事者の行為は「中華人民共和国商標法」第五十七条第一号に定める侵害行為を構成すると認定し、販売金額が 13 万 3,700 元で、犯罪の疑いがあることから、「中華人民共和国行政処罰法」第二十七条、「行政法執行機関の犯罪容疑案件移送に関する規定」第三条に基づいて、本件を公安機関に移送した。公安機関は本件の起訴審査を人民検察院に申し立て、現在、さらに捜査を進めている。

【専門家の見解】

本件は名門校の名称と校章の登録商標を侵害し、公安機関に移送された典型事例である。市場監督管理部門が予め調査・証拠収集を行い、公安機関が続けて捜査を行ったことは、行政機関と捜査機関の的確な取締り、知的財産権の共同保護に対する決意と能力を顕著に示すものであった。商標権者にとって、学校名の商標登録出願は、自身の無形資産を保護する重要な手段であるとともに、法律面から学

校名を保護する権利基盤を固めることにもなる。商標権者は侵害行為を速やかに発見して制止するとともに、権利保護の過程で損害を証明しなければならず、また、自身の正当な権利利益を効果的に守るために、商標権侵害の証拠の保存に特に重点を置かなければならない。（江西師範大学 特任准教授 胡建文）

事例八、河南省商丘市睢陽区市場監督管理局（知識産権局）による「**千仞崗**」などの登録商標専用権侵害事件の取締り

【事件の概要】

第 36093728 号商標「**千仞崗**」は、江蘇千仞崗実業有限公司の第 25 類「ダウンジャケット」などを指定商品とする登録商標であり、専用権の存続期間は 2029 年 9 月 6 日までである。

2024 年 1 月 18 日、商丘市睢陽区市場監督管理局（知識産権局）の法執行担当者は苦情申立てを受け、商丘市睢陽区の某アパレル店を検査した。検査の結果、当該店舗の入口看板には「千仞崗」の文字が表示されており、店内の商品棚では「千・仞崗 Qianrengang」のタグの付いたダウンジャケット計 83 型、392 点が発見された。同店の試着室では「千・仞崗 Qianrengang」の文字が記載された長尺タグ 218 枚、短尺タグ 122 枚、合格証 475 枚、「千仞崗」商標が付された手提袋 82 枚が発見された。

調査の結果、以下の事項が判明した。当事者は 2006 年～2020 年の間、鄭州市の省級「千仞崗」ダウンジャケット代理店で「千仞崗」ダウンジャケットを仕入れ、これを販売していた。コロナ禍になり、「千仞崗」ダウンジャケットの販売を中止した。2024 年、ダウンジャケットの販促活動のために、他人に「千・仞崗 Qianrengang」タグを印刷させ、またインターネット上で「千仞崗」の文字が表示された手提袋を購入した。当事者は、2023 年 12 月 31 日に商丘市某大市場の冬羽アパレル店で「冬羽麗人」ブランドのダウンジャケット 89 点を、2024 年 1 月 10 日に鄭州市某アパレル店で「依夢縁」ブランドのダウンジャケット 125 点を、2024 年 1 月 15 日に鄭州市の別のアパレル店で「菲霓」ブランドのダウンジャケット 190 点をそれぞれ仕入れた。ダウンジャケットの仕入数は 3 ブランド合わせて計 404 点、仕入額は計 3 万 6,926 元であった。2024 年 1 月、当事者は自身のアパレル店の保管スペースで、自身が仕入れた 404 点の「冬羽麗人」ブランドのダウンジャケット、「依夢縁」ブランドのダウンジャケット、「菲霓」ブランドのダウンジャケットのタグを切り落とし、自身が印刷した「千・仞崗 Qianrengang」タグと取り替えた後、取り替え済みのダウンジャケットを店内に置いて販売した。当事者は本件ダウンジャケットを計 12 点販売し、販売額は 1,963 元であった。別途調査したところ、取り替えられた「菲霓」「冬羽麗人」は、登録番号第 8590538 号、第 4321282 号の登録商標であ

り、いずれも合法かつ有効な商標であった。また、当事者が印刷したタグに記載されていた「千・仞崗服飾有限公司」は偽造工場名に当たる。

商丘市睢陽区市場監督管理局（知識産権局）は 2024 年 4 月 16 日、当事者の行為は「中華人民共和國商標法」第五十七条第五号に定める「逆パッシングオフ」商標権侵害行為および「中華人民共和國製品品質法」第三十七条に定める、工場名を盗用する違法行為を構成すると認定した。同局は「中華人民共和國商標法」第六十条第二項および「中華人民共和國製品品質法」第五十三条の規定に基づいて行政処罰を下し、当事者に侵害行為の即刻停止を命じ、権利侵害のダウンジャケット商品およびタグ、手提袋および違法所得を没収し、15 万 3,300 元の過料を科した。

【専門家の見解】

逆パッシングオフは、出所表示、品質確保、広告宣伝という商標の三つの基本機能の正常な発揮を妨げるものであり、商標権者の正当な権利利益を損ない、消費者を誤った方向に導き、商品の出所を混同させるもので、商標権侵害行為に当たる。本件当事者が商標登録者の同意を得ずに、その商品上の商標を自ら印刷した商標に取り替えて販売したことは、商標登録者が自身の商品に自身の登録商標を付し、関連公衆にその商標を展示する権利を剥奪し、関連公衆にダウンジャケットの出所の誤認を生じさせるものであり、逆パッシングオフの商標権侵害を構成する。本件

はさまざまな違法行為に及び、複雑な事件であったが、行政法執行機関は十分な調査・証拠収集を行い、性質を的確に認定して処分し、商標権者の正当な権利利益と販売取次の正常な秩序を効果的に維持した。（河南農業大学文法学院教授、副院長 楊紅朝）

事例九、湖北省孝感市市場監督管理局（知識産権局）による「」などの登録商標専用権侵害事件の取締り

【事件の概要】

第 5576721 号商標「」は、松滋市国有資産経営有限公司の第 33 類「酒（飲料）、アルコール飲料（ビールを除く）」を指定商品とする登録商標であり、専用権の存続期間は 2029 年 6 月 27 日までである。第 1207092 号商標「」は、四川省宜賓五粮液集团有限公司の第 33 類「アルコール含有飲料（ビールを除く）、アルコール飲料（ビールを除く）、酒」を指定商品とする登録商標であり、専用権の存続期間は 2028 年 9 月 13 日までである。第 3467940 号商標「」、第 3467941 号商標「」は、四川省宜賓五粮液集团有限公司の第 33 類「白酒」などを指定商品とする登録商標であり、専用権の存続期間は 2034 年 8 月 20 日までである。

2024 年 12 月 4 日、孝感市市場監督管理総合法執行支隊の法執行担当者は、湖北白雲辺酒業股フン有限公司（商標「」の被許諾者）の投書および孝感市公安局の公安幹部からの電話を受けた。いずれも、孝南区の 2 軒の民家に模

倣ブランド白酒の製造（生産）が疑われる人物がいるとの苦情および通報であった。分隊法執行担当者は同日直ちに、孝感市公安局と協力して李某の模倣ブランド白酒の製造（生産）が疑われる 2 拠点を検査し、8 ブランド（白雲辺、江蘇洋河、五粮液、国窖 1573、汾酒、水井坊、劍南春、習酒）の白酒計 2,318 本、偽造包装資材 3,200 点余りを差し押さえた。本件の商品価値は計 121 万 1,900 元（低級原料白酒、関連包装資材および製造・生産用の道具などを除く）にのぼった。商標登録者による確認・判別の結果、本件商品は商標権者が生産または生産許諾した製品ではなかった。

孝感市市場监督管理局（知識産権局）は 2024 年 12 月 19 日、当事者の行為は「中華人民共和國商標法」第五十七條第一号に定める侵害行為を構成すると認定した。本件の模倣白酒は金額が大きく、当事者の行為が犯罪を構成する疑いがあることから、同局は「中華人民共和國行政処罰法」第二十七條、「行政法執行機關の犯罪容疑案件移送に関する規定」第三條、「市場監督管理行政処罰手続規定」第十七條の規定に基づいて、本件を公安機關に移送した。

【専門家の見解】

この一件は、名酒の商標を模倣した典型的な権利侵害犯罪事件である。その取締りに成功したことは、部門間の効率的な協力、行政と刑事の円滑な連携、企業の積極的な協力により、知的財産権侵害犯罪の効果的な取締りに著しい

成果があがったことを顕著に示している。まず、事件は全国的に名の知れた白酒の 8 ブランドに及び、事件金額は百万元を超え、模倣品製造者の犯罪の故意は明らかであり、情状は重大で、社会に多大な影響をもたらすものであった。行政の調査・処分と刑事の取締りが効率的に連動し、権利侵害を迅速に阻止し、模倣品製造・販売の元を断ち切ることで、犯罪に対する高い抑止効果、財産権保護の実効性、商環境の改善といった多面的な効果が確実に得られた。次に、白酒業界の模倣品製造・販売は、競争秩序を損なうだけでなく、食品の安全性や生命・健康に直接危害が及ぶものであり、本件の迅速な処理は市民の「毎日口にする食品の安全」を守ることとなった。最後に、本件の調査・処分において、複数の部門が連携して法を執行し、経営主体が積極的に協力したことは、ソーシャルガバナンスの推進において生々しい実践事例を示すものとなった。（中南財經政法大学知識産権研究センター教授 彭学龍）

事例十、河南省三門峽市盧氏県市場監督管理局による鹿邑県某健康産業有限公司の登録商標偽称事件の取締り

【事件の概要】

第 74094383 号商標「」は、北京大河岸万全聖方生物科技有限公司の第 5 類「医療用草本抽出物」などを指定商品とする登録商標であり、専用権の存続期間は 2034 年 4 月 13 日までである。第 58247922 号商標「大河岸万密斋」は、

北京大河岸万全聖方生物科技有限公司の第 5 類「医療用膏薬」などを指定商品とする登録商標であり、専用権の存続期間は 2032 年 1 月 27 日までである。当該商標は 2024 年 12 月 10 日、北京熙御聖方科技有限公司に譲渡された。

2024 年 8 月 22 日、盧氏県市場监督管理局は 12345 政府サービスホットラインから転送された問題の手がかりに基づいて、鹿邑県某健康産業有限公司が生産、販売する「大河岸万密齋」温養精萃保健膜に違法の疑いがあることに関して、法により立件・調査を行った。

調査の結果、以下の事項が判明した。2023 年 9 月 2 日、商標権者の北京大河岸万全聖方生物科技有限公司は当事者と商標使用許諾契約を締結し、当事者に対し、当事者の製造する温養精萃保健膜に、登録商標「」「大河岸万密齋」を使用する権限を与えた。2023 年 11 月、当事者と商標登録者は供給契約を締結し、締結後に「大河岸万密齋」温養精萃保健膜が累計 5 万箱製造販売され、商品価値は 100 万元にのぼった。確認したところ、当事者が製品外装に使用し、かつ商標登録表示を付した商標標章「」は国家知識産権局が登録を許可した商標標章「大河岸万密齋」と明らかに異なり、関連公衆に別の登録商標であると容易に認識させるものであった。

盧氏県市場监督管理局は 2024 年 11 月 22 日、当事者の行為は「中華人民共和国商標法」第二十四条に違反し、「商標の一般的違法に関する判断基準」第二十三条第五号に定

める登録商標偽称の違法行為に当たると認定し、「中華人民共和国商標法」第五十二条に基づいて、5 万元の過料を科した。

【専門家の見解】

登録商標専用権は、「登録を許可された商標」および「指定商品／役務」に限定される。登録商標の不適切な使用、例えば無断で登録商標の構成要素を変更したり、範囲を超えて使用したりすることは、消費者に商品の出所の誤認を生じさせ、その知る権利および選択権を損ない、または他人の他の区分の商標権を侵害し、もしくは他人の他の商業表示と混同させたりするおそれがある。本件は、顕著な特徴を変更した商標の使用が登録商標偽称の違法行為を構成したことに対して、効果的な行政処罰を下した典型事例である。行政法執行機関は本製品商標と登録商標との差異を比較することで、当事者の違法行為を的確に認定し、商標登録制度の信頼性、正当性を効果的に守った。（河南省知識産権研究会副会長 田小伍）

三．2024 年度地理的表示、公式標識および特殊標識行政保護典型事例

事例一、山西省陽泉市平定県市場監督管理局による「山西老陳醋」地理的表示産品名称無断使用事件の取締り

【事件の概要】

2004 年 8 月、「山西老陳醋」が地理的表示の保護対象と

なった。申請者は山西省太原市人民政府、保護範囲は山西省太原市清徐県、杏花嶺区、万柏林区、小店区、迎澤区、晋源区、尖草坪区、晋中市榆次区、太谷县、祁県の現行管轄行政区域。第 6173333 号商標「山西老陳醋」は、山西省酢産業協会の第 30 類「酢」を指定商品として登録が認められた証明商標であり、更新を経て、専用権の存続期間は 2028 年 3 月 13 日までである。

2023 年 12 月 25 日、山西省陽泉市市場監督管理局は陽泉市平定県市場監督管理局に対し、山西某釀造有限公司の生産する食用酢に抜取検査不合格の疑いがあり、太原海関技術中心による検査の結果、当事者の上記ロットの食用酢は産品明示の基準に適合しないことが判明したとする事件の手がかりを移送した。調査の結果、当事者の産品ラベルには「山西老陳醋」の文字が表示されていたが、授權を受けておらず、山西老陳醋生産区内の企業による授權・生産委託も受けていなかった。本件の商品価値は総額 2,500 元、違法所得は 690 元であった。

陽泉市平定県市場監督管理局は 2024 年 3 月 3 日、当事者が「山西老陳醋保護条例」第十条第四号、「地理的表示商品保護規定」第二十一条、「中華人民共和国製品品質法」第五条の規定に違反していると認定し、「山西老陳醋保護条例」第十九条第一項、「地理的表示産品保護規定」第二十四条、「中華人民共和国製品品質法」第五十三条に基づいて、食用酢 362 本の没収、違法所得 690 元の没収、1,500 元の

過料を科した。

【専門家の見解】

本件の取締りの過程と処罰の決定には、次のような特徴がみられる。第一に、行政機関の事件移送を通じて、連携体制を構築し、速やかに地理的表示侵害の違法行為を取り締まった。第二に、地方の特色を反映し、かつ市場での高い知名度を誇る地理的表示を効果的に保護した。第三に、適用した地方法規は業界の実情に即しており、地方独自の法規制の特徴が際立っている。知的財産権行政保護部門が法律、法規および部門規則を的確に適用し、合法的な手続きで調査・処分を実施した。その結果、地理的表示を侵害する違法行為を効果的に取り締まり、地理的表示製品の品質と特色を保証し、消費者の正当な権利利益を守ることにつながった。（太原科技大学法学院副院长、教授 趙銳）

事例二、安徽省黄山市歙县市场监督管理局（知識産権局）による「杭白菊」地理的表示産品名称無断使用事件の取締り

【事件の概要】

2002 年 6 月、「杭白菊」が地理的表示の保護対象となった。申請者は浙江省桐郷市人民政府、保護範囲は桐郷市所轄行政区域。

2024 年 10 月 9 日、安徽省黄山市歙县市场监督管理局（知識産権局）は、浙江省市场监督管理局より移送されたオンライン取引監視情報に基づいて、歙县富堨鎮にある某茶業

有限公司への立入検査を行った。検査の結果、当事者は某電子商取引プラットフォームにオンラインショップを開設しており、掲載する商品ラベルには「品名：杭白菊、原料：杭白菊」と表示されていたが、同商品の詳細ページに掲載されている商品画像は杭白菊ではなく、さらに当事者は「杭白菊」の保護範囲とされる生産区内にもなく、権限を付与された企業でもなく、杭白菊原料を仕入れたこともないことが判明した。

黄山市歙県市場监督管理局（知識産権局）は 2024 年 11 月 7 日、当事者が「地理的表示産品保護弁法」第二十三条第一項の規定に違反していると認定し、「地理的表示産品保護弁法」第三十条第一号および「中華人民共和国反不正当竞争法」第十八条第一項に基づいて、2,000 元の過料を科した。

【専門家の見解】

電子商取引の発展に伴い、地理的表示産品侵害事件では証拠収集が難しい、取締りが難しいなどの問題が生じている。こうした状況の中で、本件はブロックチェーン技術を利用して電子データの保全が行われた。本件の取締りでは、デジタル技術を十分に活用するとともに、地域を跨いで共同して法執行を行っており、先進技術を活用して地理的表示を保護する上での参考となるものであり、知的財産権分野の共同法執行により権利侵害・模倣を取り締まった典型事例である。（中国計量大学知識産権学院准教授 張妮）

事例三、広東省仏山市南海区市場监督管理局（知識産権局）による「香雲紗」地理的表示産品名称無断使用事件の取締り

【事件の概要】

2011 年 7 月、「香雲紗」が地理的表示の保護対象となった。申請者は香雲紗協会、保護範囲は広東省仏山市順徳区の現行管轄行政区域。

2024 年 7 月 22 日、広東省仏山市南海区市場监督管理局（知識産権局）は事件の手がかりに基づいて、南海区某服飾店の事業所への立入検査を行った。検査の結果、当事者は完成服飾品を調達し、自ら「香雲紗」の文字が表示されたタグを付け、「香雲紗」と称する服飾品 36 点を事業所内に置いて対外的に販売した。販売済みが 9 点、残りの 27 点は未販売で、違法所得は 6,891 元であった。当事者は本件「香雲紗」服飾品に対応する入荷伝票を提出できなかった。香雲紗協会の品質監督専門家は、未販売の商品を検査した結果、本商品はいずれも「泥染め」工程を経ておらず、「香雲紗」産品とは認定できないとした。

仏山市南海区市場监督管理局（知識産権局）は 2024 年 11 月 11 日、当事者が「広東省地理的表示条例」第二十条第一項第五号の規定に違反していると認定し、「広東省地理的表示条例」第二十六条に基づいて、違法に販売した「香雲紗」でない偽物 27 点の没収、違法所得 6,891 元の没収、3 万 5,000 元の過料を科した。

【専門家の見解】

知的財産権行政法執行部門は、地理的表示の使用要件に適合しないにもかかわらず、当該地理的表示を名称として使用する行為を法により違法と認定し、当該産品分野の専門家の鑑定を活用して、侵害製品の特徴を客観的かつ的確に認定した。事実認定の証拠は十分であり、法執行手続も適正であり、この一連の対応は参考となる重要な意義を持つ。(清華大学准教授 馮術傑)

事例四、上海市松江区市場监督管理局（知識産権局）による「Tequila」証明商標専用権侵害事件の取締り

【事件の概要】

第 4280597 号「」商標は、メキシコ・テキーラ規制委員会の第 33 類「リュウゼツランを含むアルコール飲料、リュウゼツラン酒、アルコール飲料（ビールを除く）」などを指定商品として登録された証明商標であり、更新を経て、専用権の存続期間は 2026 年 7 月 13 日までである。

2024 年 3 月 6 日、上海市松江区市場监督管理局（知識産権局）は、国家知識産権局より転送された違法の手がかりに基づいて、某オンラインショップで販売されていたアルコール商品を検査した。検査の結果、当該アルコールの充填はスペインで行われていることが判明し、メキシコ・テキーラ規制委員会の確認・判別の結果、本商品は商標権者が生産または生産を許諾した産品ではないことが明らかになった。本商品の販売数は計 29 本、違法経営額は 1,959

元、違法所得は 1,031 元であった。

松江區市場監督管理局（知識產權局）は 2024 年 12 月 19 日、当事者が「中華人民共和國商標法」第五十七條第三號の規定に違反していると認定し、「中華人民共和國商標法」第六十條第二項に基づいて、違法所得 1,031 元の没収、1,000 元の過料を科した。

【専門家の見解】

本件は渉外事件であり、国外の地理的表示を保護することは、中国の国際的イメージを維持し、外国企業の投資に対する信頼を高め、中国の国際貿易の発展を促進する上で重要な意義を持つ。知的財産権行政法執行部門は、地理的表示の所有者が証明商標の出願過程で公示した産品規則が地理的表示の保護範囲に対する重要な基準となることを十分に考慮し、当事者の産品充填行為が特定の地域外で行われた事実を踏まえて、最終的に権利侵害を構成すると認定した。これには、酒類などの充填工程を伴う産品の地理的表示の保護において模範および参考とすべき重要な意義がある。（華東政法大學知識產權學院准教授 尹腊梅）

事例五、浙江省余姚市市場監督管理局（知識產權局）による「余姚年糕」証明商標専用権侵害事件の取締り

【事件の概要】

第 8107577 号「」商標は、浙江省余姚市三七市鎮農民合作經濟組織聯合會の第 30 類「もち」を指定商品として登録された証明商標である。更新を経て、専用権の存続期

間は 2030 年 10 月 20 日までである。

2024 年 5 月 8 日、浙江省余姚市市場監督管理局（知識産権局）は関連する苦情通報を受け、寧波某食品有限公司の事業所を検査し、商品棚に陳列された 2 種類のもちの化粧箱に証明商標「」が印刷されていることを発見した。法執行担当者はさらに、倉庫に保管されていた、証明商標「」が印刷された化粧箱 268 個も発見した。当事者は上記証明商標「余姚年糕」の使用許諾を示す資料を提出できず、登録商標専用権を侵害する商品を販売した疑いがある。

余姚市市場監督管理局（知識産権局）は 2024 年 7 月 2 日、当事者が「中華人民共和国商標法」第五十七条第三号の規定に違反していると認定した。事件発覚後、当事者が調査に積極的に協力し、自発的に権利者に連絡を取り、証明商標許諾を得るための手続きを行った状況を鑑み、「中華人民共和国商標法」第六十条第二項に基づいて、当事者の違法行為に対して従輕処罰を認め、化粧箱 268 個の没収、違法所得 1,000 元の没収、1 万元の過料を科した。

【専門家の見解】

本件当事者は「中華人民共和国商標法」第五十七条に違反しただけでなく、「地理的表示占用標識使用管理弁法」の関連規定にも抵触していた。知的財産権行政法執行部門は、適正な現場捜査、証拠固定および必要な行政上の強制措置の手続きを通じて、地理的表示の独自性と公的信賴を効果

的に維持した。また、行政法執行部門は事件取締り後も自発的にサービス機能を拡大し、関連当事者に製品適合性と権限付与に関する指導を行った。これは、知的財産権の厳格な保護と産業の健全な発展の有機的な統合を実現し、新時代の知的財産権保護の取組みが社会経済の発展全体に重要な役割を果たしていることを示すものである。（中国計量大学法学院副院長、准教授 冀瑜）

事例六、江西省贛州市尋烏県市場監督管理局による「贛南臍橙」証明商標専用権侵害事件の取締り

【事件の概要】

第 6437839 号商標「」は、贛州市贛南臍橙協会の第 31 類「柑橘」を指定商品として登録された証明商標であり、専用権の存続期間は 2029 年 10 月 20 日までである。

2023 年 12 月 14 日、江西省贛州市尋烏県市場監督管理局は通報での手がかりに基づいて、尋烏県の果物加工場への立入検査を行った。検査の結果、当事者は 2023 年 10 月から事件発覚まで、福建省永春県からネーブルオレンジ 7 万 5,000kg を仕入れ、このうち 5,000kg はプラスチックコンテナに入れた後、贛南臍橙の標識を貼付して客に販売しており、残りの 7 万 kg は未販売であることが判明した。算定の結果、違法経営額は計 3 万 1,500 元であった。

贛州市尋烏県市場監督管理局は 2024 年 1 月 8 日、当事者が「中華人民共和国商標法」第五十七条第二号の規定に違反していると認定し、「中華人民共和国商標法」第六十条

第二項に基づき、「江西省市場監督管理行政処罰裁量権参照執行基準（2023 年版）」第十一編第三条第二号第 3 目の規定を踏まえて、9 万 4,500 元の過料を科した。

【専門家の見解】

贛南臍橙はブランド価値が高く、中国・欧州地理的表示保護・協力協定の相互承認相互保護リストの第一弾にも選出された。本件当事者は他の土地のネーブルオレンジを贛州市で仕分け、包装し、贛南臍橙の標識を貼り、贛南臍橙模倣品を販売しており、その行為は発覚しにくく、消費者を欺く悪質性が高く、市場に深刻な影響を及ぼすものであった。行政法執行部門が当事者を厳格に処罰したことは、強い警告効果と典型事例としての価値があり、贛南臍橙ブランドの信用と消費者の正当な権利利益を効果的に保護するものとなった。（江西省撫州市人民代表大会常務委員会法制工作委员会副主任 黄璞琳）

事例七、四川省広元市蒼溪県市場监督管理局による「蒼溪紅心獼猴桃」証明商標専用権侵害事件の取締り

【事件の概要】

第 7866425 号商標「」は、蒼溪県獼猴桃協会の第 31 類「キウイフルーツ」を指定商品として登録された証明商標であり、更新を経て、専用権の存続期間は 2030 年 11 月 20 日までである。

2024 年 9 月 11 日、蒼溪紅心獼猴桃販売の模倣品取締りキャンペーンの一環で、四川省広元市蒼溪県市場監督管理

局は同県農業農村局などの部門と共に、蒼溪県某農産品經營部および当事者の冷蔵庫に対して合同検査を実施した。検査の結果、当事者は綿陽市安州区黄土鎮からキウイフルーツ計 4,580.8kg を仕入れ、「蒼溪紅心獼猴桃®」の文字を表示した化粧箱を無断で使用し販売していたことが判明した。違法經營額は計 3 万 2,161.23 元であった。

広元市蒼溪県市場監督管理局は 2024 年 11 月 4 日、当事者が「中華人民共和國商標法」第五十七條第一號の規定に違反していると認定し、「中華人民共和國商標法」第六十條第二項に基づいて、從輕處罰を認め、3 萬元の過料を科した。

【専門家の見解】

本件の知的財産権行政法執行部門は、地理的表示の保護を強化し、部門を跨いだ連携を強化し、「生産、管理、刑事が一体となったチェーン式保護」メカニズムを構築し、効果的に機能させた。法執行部門は当事者の違法事実を迅速に解明し、速やかに違法行為を規制することで抑止力を発揮し、地理的表示の良好なイメージを効果的に維持した。本件は、生産地の業者が他の土地で同種の物産を調達し、生産地で包装して地理的表示産品を偽るという、よく見られる管理監督上の課題を解決し、地理的表示の厳格かつ迅速な保護を実現した。（四川大学法学院准教授、博士課程学生指導教員 袁嘉）

事例八、福建省漳州市平和県市場監督管理局（知識産権

局) による公式標識無断使用事件の取締り

【事件の概要】

2019 年 10 月 16 日、国家知識産権局は第三三三号公告を
発表し、地理的表示専用標識「」(公式標識 G2019002 号)
の登記届出を行い、公式標識の保護に組み入れた。

2024 年 9 月 29 日、福建省漳州市平和県市場监督管理局
(知識産権局) は福建省漳州市市場监督管理局 (知識産権
局) から移送された事件の手がかりに基づいて、福建省某
農業有限公司の経営現場および同オンラインショップを
検査した。検査の結果、当事者は地理的表示専用標識の使
用資格を取得せずに、無断で地理的表示専用標識「」を
24 種類のハニーポメロ商品のウェブページ上の宣伝に使
用し、さらに合肥某網絡科技有限公司にライブコマースを
委託した。事件発覚時点で、本商品の累計販売数は 4 万
6,283 件、違法経営額は計 128 万 4,800 元であった。

漳州市平和県市場监督管理局 (知識産権局) は 2024 年
11 月 4 日、当事者が「中華人民共和國商標法」第十条第一
項第四号の規定に違反していると認定し、「中華人民共和
国商標法」第五十二条に基づいて、2 万元の過料を科した。
合肥某網絡科技有限公司が広告内容を確認していなかつ
たという違法の手がかりに関して、漳州市平和県市場監督
管理局 (知識産権局) は、広域知的財産権保護協力メカニ
ズムを通じて速やかに当地市場監督管理部門に移送した。

【専門家の見解】

広域的な法執行には、証拠収集が難しい、処理が長期化する、費用が高いなどの問題がある。本件の知的財産権行政法執行部門は、「電子データによる証拠収集・証拠保全＋省を跨いだオンライン共同審理＋他地域の司法確認」という事件処理モデルを生み出し、広域的な知的財産権保護における課題を効果的に解決した。本件が活用した「電子データによる証拠収集・証拠保全」技術は、保護連盟を通じて、地理的表示専用標識を偽る違法の手がかりを、管轄権を有する法執行部門に速やかに提出し、全プロセスをクローズドループで処理するもので、これにより地理的表示侵害行為を効果的に取り締まった。（福建理工大学法学院知識産権学院副院長 葉文慶）

事例九、黒竜江省ハルビン市賓州市場监督管理局による「第 9 回アジア冬季競技大会」特殊標識占有権侵害事件の取締り

【事件の概要】

2024 年 3 月 13 日、国家知識産権局は第五六八号公告を發表し、2025 年第 9 回アジア冬季競技大会エンブレム「」（第 T2024009 号）、2025 年第 9 回アジア冬季競技大会マスコット「」（第 T2024010 号）、「」（第 T2024011 号）などを特殊標識として保護した。登記者は 2025 年第 9 回アジア冬季競技大会組織委員会、使用が認められた商品および役務の項目は「標章の登録のため商品及びサービスの国際分類」の全 45 類で、有効期限は 2028 年 3 月 12 日。

2024 年 5 月 27 日、黒竜江省ハルビン市賓県市場監督管理局は消費者からの通報の手がかりに基づいて、哈爾濱某餐飲器具集中消毒有限公司の生産経営拠点への立入検査を行い、食器梱包機 1 台、アジア冬季競技大会マスコット「」「」が印刷された包装フィルムの食器 2,716 セット、アジア冬季競技大会マスコット「」「」が印刷された包装フィルム 1 ロールを発見した。調査の結果、当事者は 2025 年第 9 回アジア冬季競技大会組織委員会の許可を得ずに、所有者の特殊標識と同一の図形を無断で使用していたことが判明した。法執行担当者は現場において、当事者が 2,716 セットの食器の包装フィルムをすべて取り外す作業を監督した。当事者は試験営業段階であったため、違法所得はなかった。

ハルビン市賓県市場監督管理局は 2024 年 7 月 1 日、当事者が「特殊標識管理条例」第十六条第一号の規定に違反していると認定し、「特殊標識管理条例」第十六条に基づいて、侵害食器包装フィルム 1 ロールの没収、3,000 元の過料を科した。

【専門家の見解】

本件の知的財産権行政法執行部門は、市民からの通報を受けて迅速に取り締まり、対応は機敏かつ効率的で、証拠も十分に確保され、事実認定も明確であった。また、関連条項を正しく適用し、行為者の違法の情状と結果を総合的に勘案し、行政処罰権を公平、公正に行使し、行政処罰の

裁量も妥当であった。本件は、知的財産権の厳格な保護、迅速な保護を実行した典型事例であり、知的財産権行政法執行部門のアジア冬季競技大会の知的財産権保護に向けた積極的な行動、重要な国際競技大会の円滑な開催を全力で支援するという決意を十分に体现するもので、経営主体と社会公衆の特殊標識などの知的財産権保護に対する意識を一層高める効果があり、法の執行と社会的啓発の両面で良好な成果をあげた。(黒竜江大学法学院教授、博士課程学生指導教員 楊健)

事例十、広東省河源市源城区市場監督管理局（知識産権局）による「神舟 15 号有人飛行任務」特殊標識占有権侵害事件の取締り

【事件の概要】

2022 年 7 月 20 日、国家知識産権局は第四九五号公告を發表し、神舟 15 号有人飛行任務標識「」（第 T2022022 号）を特殊標識として保護した。登記者は中国載人航天工程弁公室、使用が認められた商品および役務の項目は「標章の登録のための商品及びサービスの国際分類」の全 45 類で、有効期限は 2026 年 7 月 19 日。

2024 年 4 月 12 日、広東省河源市源城区市場監督管理局（知識産権局）はインターネット監視での手がかりに基づいて、河源市某互聯網科技有限公司の事業所への立入検査を行い、「神舟 15 号有人飛行任務」標識「」が印刷されたラベル 4 枚を発見した。調査の結果、当事者は授權を受

けずに、インターネットで「神舟 15 号有人飛行任務」の標識「」をダウンロードし、当該標識を表示したマグカップの制作に用い、電子商取引プラットフォームで販売した。

河源市源城区市場監督管理局（知識産権局）は 2024 年 4 月 24 日、当事者が「中国有人飛行事業特殊標識管理弁法（試行）」第八条の規定に違反していると認定し、「特殊標識管理条例」第十六条第二号に基づいて、違法所得 100 元の没収、300 元の過料を科した。

【専門家の見解】

本件の処理において、知的財産権行政法執行部門はインターネット監視を通じて侵害の手がかりを発見し、自発的に調査、証拠収集、処罰の手続きを開始し、早期発見、早期調査、早期処罰を実現し、中国載人航天工程の知的財産権を厳格に保護した。これにより、侵害行為による損害結果のさらなる拡大を効果的に防ぎ、特殊標識の権利者の利益を効果的に保護し、市場の公正で誠実な運営秩序の維持にも寄与した。本件の取締りは、経営主体、社会公衆の特殊標識保護に対する意識を高めるとともに、特殊標識の商用利用については、権利者の許可、または権限付与を受けた上で、法に基づいて使用しなければならないことを広く認識させた事例となった。（華南理工大学教授 関永紅）

出所: 国家知識産権局

https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/4/27/art_53_199400.html

※本資料はジェトロが政府公表資料に基づき独自に作成した翻訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承ください。